



第46号

高取 淳
KCCN 副理事長

『近畿ブロック・地方消費者フォーラム in おおさか』 が開催されました

地方消費者フォーラムをご存知でしょうか。

消費者問題、とりわけ高齢者の消費者被害が多発するなか、消費者庁の主催により平成22年から毎年全国8ブロックで開催しています。地域の安全・安心な消費生活の実現には地域で活動する消費者団体をはじめ、多くの団体や教育関係者との連携が重要であり、地方消費者フォーラムは参加者がそれぞれの活動を知り、連携を深める場となっています。

今年度の近畿ブロック・地方消費者フォーラムは1月29日に大阪で開催され、253人とたいへん多くの参加がありました。

テーマは「ほんまはどうなん？食品表示」。毎日の生活に欠かすことができない食品に書かれている表示(原材料や栄養成分、健康食品の広告など)には多くの消費者が関心を持っています。今回のフォーラムでは、そんな食品表示について学び、みんなで考えました。講演は「なんか変？こんな表示」と題し、群馬大学の高橋久仁子名誉教授より、食品表示を読み解き理解することの大切さについてのお話をお聞きしました。また、消費者志向自主宣言をした事業者(日本ハム(株)、(株)日清製粉グループ本社)からは「うちとこの表示はこんなんです」という取組み報告がありました。後半のグループトークでは18グループに分かれて討議をおこない、本日のフォーラムで学んだことを中心に交流しながら、新たな連携をつくる機会としました。例年、KCCNでは壁新聞交流会という企画に参加し、特徴的な取組みを壁新聞にして紹介しており、今回はKCCNが取り組んできたクロレラチラシ配布差止訴訟の最高裁判決について紹介しました。(チラシ・広告も「勧誘」に当たるという画期的な判決)

このような消費者問題を学習したり、知る機会は意外とよくあるものです。

KCCNに限らず、京都でも行政や様々な団体が少しでも消費者被害を減らすことができればと学習会などに取り組んでいます。ぜひ、多くの方がそのような場にご参加をいただければと願っています。

(2018年2月)